

岡山港港湾計画書

－ 軽易な変更 －

平成28年3月

岡山港港湾管理者

岡山県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成7年6月 岡山県地方港湾審議会
- ・平成7年8月 港湾審議会第155回計画部会

の議を経た岡山港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

立地企業の要請に対応するため、高島地区において、公共埠頭計画、
港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 高島地区

立地企業の要請に対応するため、公共埠頭計画を以下のとおり変更する。

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m [既設]

埠頭用地 2 ha (荷捌き施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m

埠頭用地 3 ha (荷捌き施設用地及び保管施設用地)

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、立地企業の要請に対応するため、以下のとおり計画を変更する。

高島地区 緑地 3 ha [既設の変更計画]

既設

高島地区 緑地 3 ha

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

立地企業の要請に対応するため、土地利用計画を以下のとおり変更する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通機能 用地	緑地	合 計
高島 地区	(13) 13	(13) 13	(17) 17	(3) 3	(11) 11	(56) 56

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



